

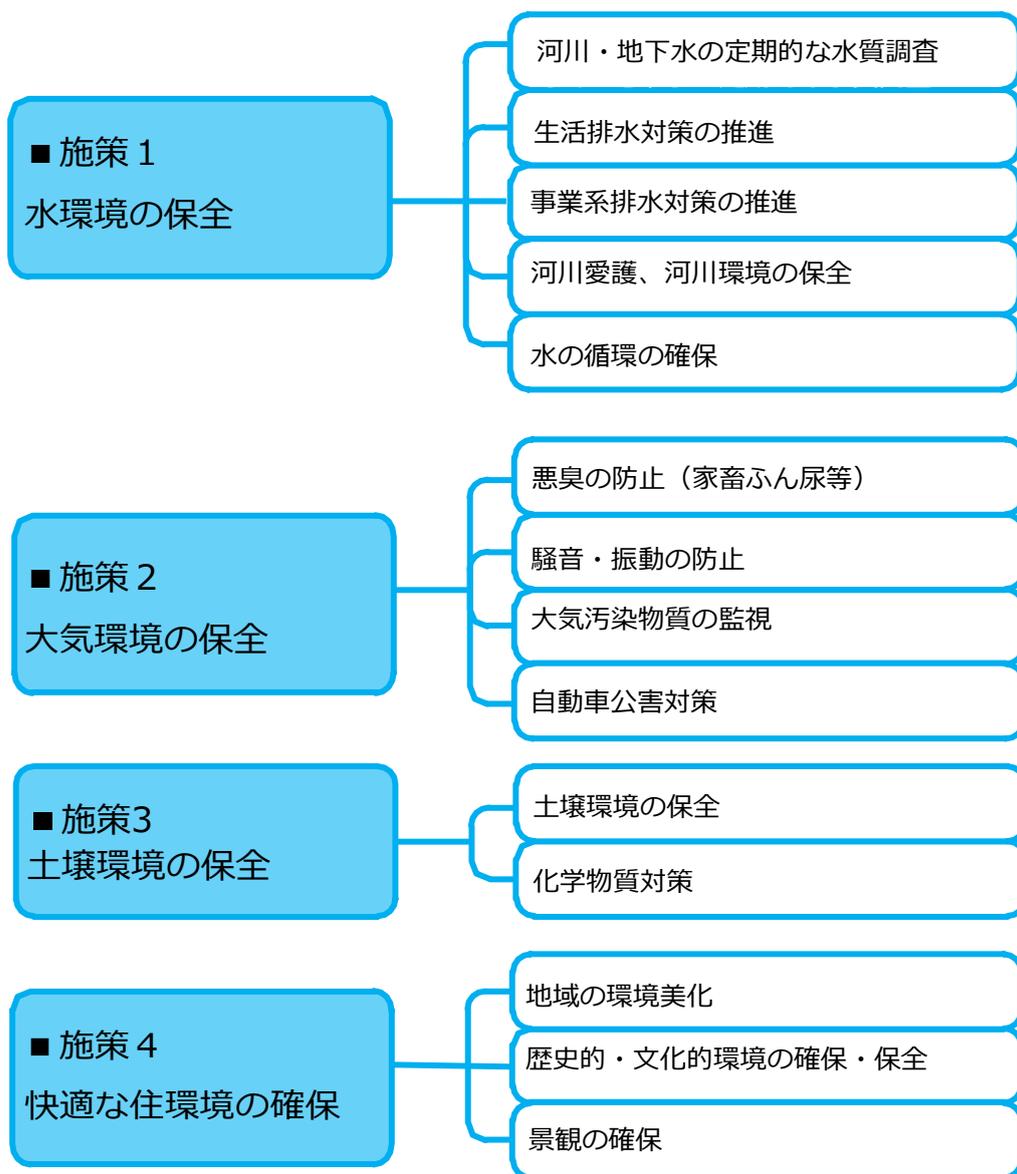
第4章 推進する施策

第1節 生活・快適環境



本市では、良質な水・空気・土壌環境を維持し、快適な生活環境の保全に向けて、公害防止の取り組みや生活排水及び工場・事業場などの排水対策、本市の歴史・文化を活かしたまちづくりに取り組んできました。

本計画においても有害物質による汚染などの心配のない、安全で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。



■施策 1：水環境の保全

- 肝属川水系について、水質保全に対する意識を啓発しながら、市・市民・事業者が連携して水質改善の取組をさらに推進するとともに、環境保全型農畜産業の推進、水質浄化施設の設置など、総合的な水質浄化対策を推進します。
- 河川への生活雑排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備区域内については、接続率の向上に向けた取組を進めていきます。
- 生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。
- 肝属川などの市内の主要河川は、河川愛護の観点からの保全・整備を進めるとともに、市民参加型の清掃を含む監視活動を実施し、市民の身近な憩いの場となる河川の創造を目指します。

1 市の取組

<p>河川・地下水の定期的な水質調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川の水質調査や有害物質の測定、地下水の調査など、公共用水域[*]における BOD、COD など水質汚濁に係る環境基準項目の定期的な調査を行います。 □ 水質調査結果については積極的に公表し、市民・事業者に対して関係機関と連携し、啓発や指導を行います。 □ 排水の直接浄化と流域住民の水環境改善に関する啓発を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁の顕著な排水路などでの水質浄化対策を推進します。 	<p>生活環境課</p>
<p>生活排水対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域内については、接続率を向上させる取組を進めます。 □ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の施設は、適切な維持管理に努め、公共水域の水質保全を図ります。 □ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域以外については、補助事業の実施などにより、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。 □ 浄化槽が適正に維持管理されるよう、設置者に義務付けられている保守点検、清掃及び水質検査に関する啓発に努めます。 □ 生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。 □ 廃食油回収ポストの設置などにより、河川の水質安全の啓発に努めるとともに、リサイクル意識の向上を図ります。 	<p>生活環境課 下水道課</p>

<p>事業系排水対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 関係機関と連携し、排水の監視・観測を行うとともに、必要に応じ指導を行います。特に、水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する事業所は、法令及び環境保全条例に基づき、監視・指導を行います。 □ 農業による地下水・河川汚染を防止するため、減農薬・減化学による栽培の促進など、環境保全型農業*を推進します。 □ 畜産業に起因する地下水・河川汚染・悪臭を防止するため、畜産環境改善を図るための施設・機械整備等を支援するとともに、畜産農家による家畜排せつ物処理の有効活用や適正処理を推進するなど、環境保全型畜産業を推進します。 □ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に定める処理施設の整備を推進します。 □ 家畜ふん尿を肥料として利用する場合、適正施肥の指導を推進します。 □ 排水路浄化施設等において、微生物を活用した水質浄化対策を検討するなどして、効果的な対策が持続するよう維持・管理に努めます。 	<p>生活環境課 農政課 畜産課</p>
<p>河川愛護、河川環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境監視員の配置などにより、水質汚濁、不法投棄、悪臭などの水環境に係る流域の状況を監視します。 □ 環境出前講座などを通じて、肝属川の水質浄化対策など河川環境の保全を、市民・事業者に啓発するとともに、次代を担う子どもたちに対して、水生生物学習などの環境教育の推進に努めます。 □ 関係行政機関、地域住民・団体が参加して実施している清掃活動（肝属川クリーン作戦など）を引き続き実施するとともに、地域住民・団体による河川清掃・愛護活動を支援します。また、関係団体間のネットワークづくりの支援を推進します。 □ 河川改修に当たっては、災害を未然に防ぐことを主眼に置きながら、自然を残す工法を検討するなど、生物多様性に配慮し、河川の持つ自浄作用を大切にした河川づくりに努めます。 	<p>生活環境課 道路建設課</p>

<p>水の循環の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育・間伐の計画的な実施など、健全な森林の育成管理に努め、保水力の高い森林づくりを推進します。 □ 水道施設の適切な維持・更新を図りながら、安全でおいしい水道水の確保に努めます。 □ 各種の啓発活動の実施により、家庭や事業所における節水意識の高揚を図ります。 □ 市街地においては、透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。 	<p>生活環境課 林務水産課 業務課 工務課 都市政策課 道路建設課</p>
-----------------------	---	--

2 市民の取組

<p>下水道、浄化槽の利活用による水質保全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 下水道が整備された地域では、早期に下水道に接続するようにします。 □ 下水道の未整備地域では、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。 □ 浄化槽については、定期的に保守点検・清掃を行い、適正に維持管理します。
<p>日常生活における水質安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 日常生活を送る中で節水を心がけ、家庭からの排水の減量に努めます。 □ 浴槽の水を洗濯に使ったり、米のとぎ汁を庭木や観葉植物にまいたりして、水の有効活用と節水に努めます。 □ 廃食油は使い切るようにして、流さないようにします。廃食油を処理するときは固める、若しくは紙・布に吸わせ適正に処理するか、廃食油回収ポストを利用します。 □ 生ごみなどの調理くずは水切りネットで取り除くか、生ごみ処理機を活用します。 □ 洗剤は、環境に影響の少ない自然分解性の高い製品を購入します。
<p>河川愛護及び河川環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川で実施される清掃活動などボランティア活動に積極的に参加します。 □ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨てがなくなるように協力します。 □ 河川の自然あるいは生態系*としての重要性に関する理解に努めます。

3 事業者の取組

<p>下水道、浄化槽の利活用による水質保全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 下水道が整備された地域では、早期に下水道に接続するようにします。 □ 下水道の未整備地域では、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。 □ 浄化槽については、定期的に保守点検・清掃を行い、適正に維持管理します。
<p>日常生活における水質安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 法令の基準を遵守するのはもちろんのこと、更なる改善に努めます。 □ 汚水や排水の適正な処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。 □ 家畜の排せつ物は、有効活用するか適正に処理します。 □ 節水・循環利用に努めます。 □ 環境保全協定の締結に努めます。 □ 定期的な水質検査を行うことで、自社の排水状況を把握します。
<p>河川愛護及び河川環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川で実施される清掃活動に積極的に参加します。 □ 河川環境に配慮した事業活動に努めます。 □ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨てがなくなるように協力します。 □ 河川の自然あるいは生態系としての重要性に関する理解に努めます。

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
肝属川（河原田橋）の環境基準（BOD）	mg/L	2.4	3.0 以下	生活環境課
肝属川の T-N（総窒素）値（年平均値）	mg/L	4.9	5.0 以下	生活環境課
廃食油回収量	L	2,553	3,196	生活環境課

コラム：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し、必要な基準を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設整備を計画的に促進することにより、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図り、畜産業の健全な発展を図ることを目的として制定されました。

畜産業を営む者は、農林水産大臣が定めた管理基準（家畜排せつ物の処理・保管施設の構造設備に関する基準及び畜産業を営む者が遵守すべき管理の方法に関する基準）に従って、家畜排せつ物を管理することが義務付けられています。

1. 管理基準の適用農家規模

牛・馬：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上

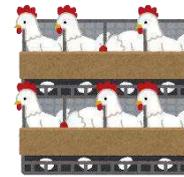


2. 管理基準

(1) 施設の構造に関する基準

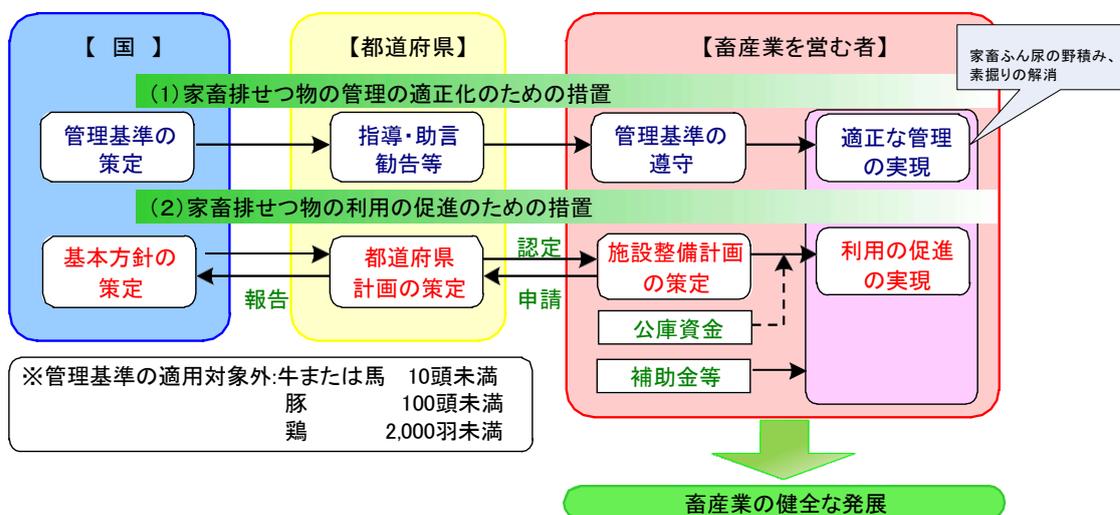
野積みの禁止：ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする。

素掘りの禁止：尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする。



(2) 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・管理施設の定期的な管理を行うこと
- ・施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること



出典：農林水産業、環境省

■施策2：大気環境の保全

- 悪臭問題は、事業者への指導強化、防止対策に係る情報の共有、また、適正な悪臭防止に関する普及・啓発を促進することで問題の改善に努めます。
- 静かで過ごしやすい環境を守るため、事業場からの騒音・振動を規制するとともに、生活騒音や自動車騒音など、身近な騒音対策に努めます。
- 本市の大気質に関しては、比較的清浄な状況となっております。大気汚染に関する苦情もほとんどないことから、引き続きこのような状況を維持できるよう各種施策を実施します。
- 法律で禁止されている野外焼却に関する周知啓発・指導を実施します。

1 市の取組

<p>悪臭の防止 (家畜ふん尿等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 悪臭防止法及び鹿屋市環境保全条例に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、啓発活動を進めます。 □ 悪臭防止法は、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直します。 □ 畜舎等の発生源に対しては、悪臭防止法に基づく、規制基準の強化、監視・指導の強化を図ります。 □ 農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合の、処理施設の整備による未処理ふん尿の利用の改善などの対策を推進します。 □ 工場・事業場の立地に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を推進します。 □ 畜産業に起因する地下水・河川汚染・悪臭を防止するため、畜産環境改善を図るための施設・機械整備等を支援するとともに、畜産農家による家畜排せつ物処理の有効活用や適正処理を推進するなど、環境保全型畜産業を推進します。 □ 畜舎内外や堆肥舎の環境美化、衛生強化運動の実践などにより、地域と共生できる畜産を構築します。 	<p>生活環境課 農政課 畜産課 政策推進課</p>
----------------------------------	--	--

<p>騒音・振動の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 工場・事業場の建設作業に伴う騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、鹿屋市環境保全条例に基づき、監視・指導します。 □ エアコン、ペットの鳴き声、楽器など、日常生活から生じる騒音を低減し、居住環境を確保するため、モラル向上に関する啓発活動を進めます。 □ 工場・事業場の立地に関しては、周辺住環境に配慮した指導を行います。 □ 低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の啓発を行います。 □ 飲食店の深夜営業騒音や商業用の拡声器騒音などについては、鹿屋市環境保全条例による規制や指導の徹底を図ります。 □ 海上自衛隊鹿屋航空基地の航空機やヘリコプターの騒音について、騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、周辺町内会や各種団体と連携して騒音の低減措置や防音対策について関係機関へ要請します。 	<p>生活環境課 政策推進課</p>
<p>大気汚染物質の監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 鹿児島県が実施している大気汚染物質の定期モニタリング状況を把握するなど、大気汚染状況について、引き続き監視を行います。 □ 市内進出工場に対しては、公害防止協定の締結を働きかけ、当該協定による監視及び指導を推進します。 □ 大気汚染防止法や鹿屋市環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんについて引き続き規制を行うとともに、監視体制を充実・強化します。 □ 燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。 □ 低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進します。 □ ダイオキシン類については、鹿児島県と協力し、引き続き監視を行います。 □ 事業者に対して、大気汚染防止法など公害関係法令の遵守指導や、ダイオキシン類の発生抑制などの公害防止対策に関する指導を行います。 □ 野外焼却行為を防止するための監視及び指導を行うとともに、啓発を進めます。 □ 光化学オキシダント・PM2.5について、注意報、警報が発令された場合、迅速に市民への周知を図ります。 	<p>生活環境課 政策推進課</p>

自動車公害対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 公用車の配置においては、段階的にハイブリッド自動車、電気自動車などの低公害車への転換に努めます。 □ 公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 □ 関係団体とも連携して、アイドリングストップ※運動を推進するなど、一人ひとりの自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。 □ 騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音・振動値の測定を実施します。 	生活環境課 地域活力推進課
----------------	---	------------------

2 市民の取組

生活公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 近隣関係を豊かにし、お互いに生活騒音で迷惑をかけないように努めます。（楽器の演奏、音響機器の大音量、ペットの鳴き声など）
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 簡易焼却炉や野外でのごみの焼却を行いません。
エコカーの導入・エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> □ 車を購入する際は、エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷の少ない車を検討します。 □ アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ※）に努めます。 □ 自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。

3 事業者の取組

関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> □ 関係法令の基準を遵守し、騒音・振動、悪臭の防止や更なる改善に努めます。 □ 環境保全協定の締結に努めます。 □ 法令の基準を遵守するのはもちろんのこと、更なる改善に努めます。
農畜産業での環境保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 家畜排せつ物については、適正に処理するとともに、環境に配慮した畜舎の整備などを進めます。 □ 農地においては、家畜ふん尿を肥料として利用する場合は、適切に処理した上で、周りの環境に配慮して使用します。
エコカーの導入・エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> □ エコカー（低公害車、低燃費車）を導入することで、環境への負荷を低減します。 □ アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。

大気汚染の防止	<input type="checkbox"/> 工場・事業者や建設工事における大気汚染の防止に努めます。 <input type="checkbox"/> ごみの野外焼却を行いません。 <input type="checkbox"/> 法に適合した焼却炉以外でのごみの焼却を行いません。
自動車公害の防止	<input type="checkbox"/> 従業員の通勤には徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。 <input type="checkbox"/> 共同輸送により、物流の合理化に努めます。
生活公害の防止	<input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による騒音、振動など周辺に著しい影響を与えないように努めます。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの騒音・振動、悪臭の防止に努めます。特に住宅に隣接している事業場では、配慮を徹底します。 <input type="checkbox"/> 低騒音型・低振動型の機械の導入に努めます。

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
大気汚染に係る環境基準の達成率	%	88.9	100	生活環境課
騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
自動車騒音に係る環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
「事業所等や近隣からの におい」の市民満足度	%	30	40	生活環境課

■施策3：土壌環境の保全

- 市民、事業者への土壌汚染対策法の周知徹底を図るとともに、土壌汚染に関する正しい情報を広め、土壌汚染の防止に努めます。
- 化学物質に関する正しい知識や、その取り扱いに関する制度の情報を広めていきます。

1 市の取組

<p>土壌環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 土壌に係る環境基準項目など、定期的な調査を進め現状把握に努めます。 □ 土壌分析に基づく、適切な施肥による土づくりを推進するとともに、関係機関・団体と連携し、環境保全型農業を推進します。 □ 畜産経営に起因する土壌汚染などの環境汚染の発生を防止するため、環境に配慮した畜舎の整備や家畜排せつ物の堆きゆう肥への利用促進など、環境保全型畜産を推進します。 □ 良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成・維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理を促進します。 	<p>生活環境課 農政課 畜産課</p>
<p>化学物質対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 化学物質の現状を理解するとともに、使用、処理・処分について正しい理解が得られるように普及・啓発を行います。 □ 事業者に対し PRTR 制度に係る普及・啓発を行います。 □ ダイオキシン類については、引き続き調査を継続し、環境保全に資するためのデータ収集に努めます。 	<p>生活環境課</p>

2 市民の取組

化学物質対策	<ul style="list-style-type: none">□ 化学物質に関する正しい知識を身につけ、環境に配慮した商品、サービスを選択するように努めます。□ 害虫駆除や除草に薬品を使用する場合は必要最低限、適正量の使用に努めます。□ 川や池など、水辺での除草剤や農薬の使用は十分に配慮します。□ 台所や洗濯で使用する洗剤は、できるだけ環境への負荷の少ないものを選び、適量使用に努めます。
--------	---

3 事業者の取組

化学物質対策	<ul style="list-style-type: none">□ 環境保全型農業に取り組みます。□ 化学物質は PRTR 制度に従い適正に使用・管理します。□ 農薬や化学薬品類の適正な保管、処理・処分を行います。□ 行政が行う化学物質に関する調査に協力します。
--------	--

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
土壌環境基準の達成率	%	100	100	生活環境課
ダイオキシン類の環境基準の達成度	%	100	100	生活環境課

■施策4：快適な住環境の確保

- 市民の身近な地域での環境美化活動を促進するとともに、市街地については緑化を推進していきます。
- 本市の歴史的・文化的遺産は、引き続き保全活動を実施するとともに、適切な形で未来へと継承します。
- 景観は、市民に心の安らぎを与える貴重な資源であることから、景観資源の保全に努めます。

1 市の取組

<p>地域の環境美化</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 身近な公園の清掃・除草など、市民がボランティア活動として参加する自主的な公園愛護活動を支援していきます。 □ 市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。 □ 市街地の公園・緑地については、防災機能の確保に配慮し、快適な住環境づくりを推進します。 □ 市内に点在する空き地や空き家については、防犯や雑草・害虫発生の防止の観点から、所有者に対して適正管理に関する周知・啓発を行います。 	<p>生活環境課 都市政策課 安全安心課</p>
<p>歴史的・文化的環境の確保・保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 各地に伝わる特色のある伝統芸能について、これらの保存・継承に向けた広報・啓発活動の推進に努めます。 □ 伝統芸能に関する保存・継承活動を通じて、伝統文化へ理解を深め、市民のふれあいの場、地域コミュニティの活性化を図ります。 □ 埋蔵文化財調査を推進するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査を行い、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。 	<p>生涯学習課 地域活力推進課</p>
<p>景観の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 「都市計画マスタープラン」の景観形成に関する基本方針に基づき、景観に配慮した市街地の景観、自然環境の保全に努め、地域特性を生かした良好な景観や街並みの形成・保全により、魅力ある景観形成に努めます。 □ 本市の良好な自然環境を形成している山岳景観や海岸・河川景観、のどかな田園風景などは、重要な自然景観を構成していることから、これらの維持・保全に努めます。 	<p>生活環境課 都市政策課 林務水産課 農地整備課</p>

2 市民の取組

歴史的・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の歴史・文化について調べ、理解を深めるとともに継承に努めます。 □ かけがえのない貴重な文化遺産の保存・活用に協力します。 □ 地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加します。 □ 地域の歴史・文化の保存と継承に努めます。
豊かな景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の自然や景観に配慮した建築に努めます。 □ 森林や海岸の保全、農村環境や里山の保全などを通じて、自然景観の保全に協力します。
快適な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> □ 家の庭や周辺の緑化に努めます。違法駐車や自転車の放置をしません。 □ ペットを飼う時は、飼育マナー（鳴き声・糞の持ち帰りなど）を守ります。 □ 所有地の適正な管理（空き地の雑草除去や、空き家の適正管理など）に努めます。

3 事業者の取組

歴史的・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の歴史・文化の保全と継承に努めます。 □ 開発の際は、かけがえのない貴重な文化遺産に十分に注意します。 □ 地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加します。
豊かな景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の自然や景観に配慮した事業活動・建築に努めます。 □ 看板などの設置は周辺の景観と調和するように努めます。
快適な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋外照明の適正な使用に努めます。 □ 事業所敷地内や周辺の緑化に努めます。

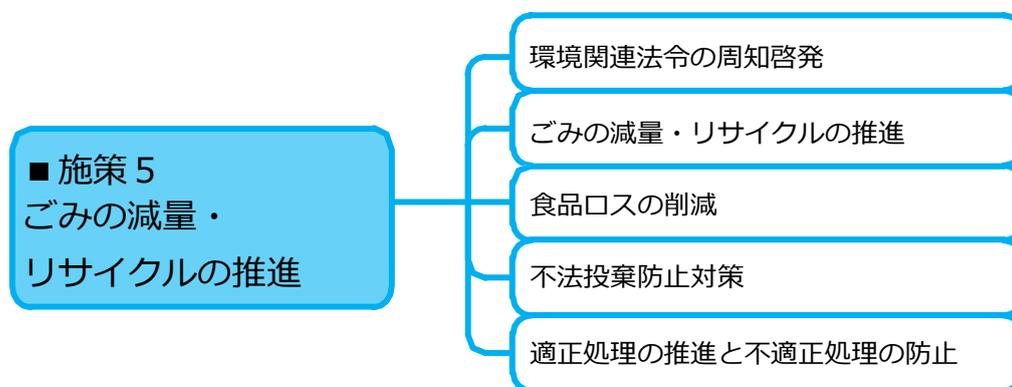
4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
「まちのきれいさ」の市民満足度	%	43	50	生活環境課
「景色の美しさ」の市民満足度	%	43	50	生活環境課

第2節 ごみの減量・リサイクルの推進

本市では循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理のため、各主体が連携して4R運動（断る「Refuse（リフューズ）」、減らす「Reduce（リデュース）」、再使用「Reuse（リユース）」、再資源化「Recycle（リサイクル）」）を推進し、ごみの発生抑制と再資源化に取り組んでいます。総排出量及びリサイクル率が横ばい状態となっているため、環境学習や出前講座を通じ、ごみの適正処理に対する市民意識の高揚と各主体の相互協力体制の確立を図る必要があります。

なお、不法投棄防止対策については、パトロールなどによる監視を行っていますが、より一層の取組強化が求められています。



■ 施策5：ごみの減量・リサイクルの推進

- 循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・各種団体や行政が協力して、ごみの減量化や資源化に取り組むことにより、ごみ処理に伴う環境負荷の低減及びごみの適正処理に努めていきます。
- 資源化の推進については、各種リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。
- 各主体のごみ減量化に対する意識を高めるため、イベントなどによる啓発、出前講座などによる環境学習の機会の充実、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。
- 市民・事業者への意識啓発と不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄未然防止のための地域環境づくりを進めます。
- 国や県及び警察などの関係機関と連携した不法投棄対策を進めます。

1 市の取組

<p>環境関連法令の周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 小型家電リサイクル法に基づき、小型の家電電子機器のリサイクルを図ります。 □ 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を図るとともに、資源の有効利用を図ります。 □ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック素材100%の製品について、プラスチック類としての資源回収を行います。 □ 食品リサイクル法に基づき、食品残渣の発生抑制やリサイクルに対する周知啓発に努めます。 □ 家電リサイクル法など循環型社会の形成に向けた法律の内容の周知啓発に努めます。エネルギーの有効活用と地域活性化の観点から、地域における新エネルギーの利活用方策について、調査研究を進めます。 □ 建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物から再生された資源の利用促進に対する周知啓発に努めます。 □ グリーン購入法に基づき、再生品やリサイクルしやすいものなどの購入を促進するための周知啓発に努めます。 	<p>生活環境課 政策推進課 農政課 都市政策課 道路建設課 建築住宅課 財政課</p>
---------------------------	--	--

**ごみの減量・
リサイクルの
推進**

- ホームページや広報などによる情報提供や肝属地区清掃センター・環境ふれあい館の見学、イベント時における普及啓発並びにごみ分別出前講座によるごみ分別の徹底及び意識の向上を図り、4R 運動を推進します。
- 事業系一般廃棄物の排出を抑制し、収集運搬業者及び処分業者へ再資源化並びに適正処理の推進を図ります。
- 庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底、環境に優しいエコマーク、グリーンマーク製品の購入に努めます。
- 有料指定袋制を継続実施します。
- 生ごみについては、コンポスト容器等を利用した自家処理に併せて資源回収にも取り組み、たい肥利用による地域循環型社会の形成を推進します。
- 3キリ運動や4R運動について、環境イベント等において市民・事業者に対して普及啓発を行います。
- アプリ等を活用し、ごみの分別方法やごみの出し方などを周知することで、ごみの減量や資源分別を促進します。
- マイバッグ持参運動を市民に呼びかけ、レジ袋を減らすことで、プラスチックごみの削減につなげます。
- プラスチック素材100%の製品の一部について、プラスチック類としての資源回収を行い、プラスチック類の資源化を推進します。
- ペットボトルのキャップを集め、ワクチン購入代金として支援する活動（エコキャップ回収運動）を推進します。
- 民間企業と連携したマイボトル用給水機の設置等により、ペットボトルごみの削減を推進します。
- 不燃物として排出されたごみから、資源物を分別し、資源化率の向上とごみ減量化を図ります。
- 家庭系ごみの分別徹底を図るため、地域と連携した分別啓発活動に努めます。
- 事業系ごみの発生抑制や分別徹底を図るため、周知啓発を行います。
- 町内会や衛生自治団体との連携により、ごみステーションでの排出マナーの徹底を図ります。
- 市民団体や事業者による、ごみの減量・リサイクル活動の推進を促すためのイベント等の情報提供を行います。

生活環境課
財 政 課
総 務 課

食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> □ ホームページや広報などにより、家庭や外出時の食品ロスを減らすための取組の啓発を行います。 □ スーパー・コンビニ等と連携し、賞味期限等の近い商品から購入する「てまえどり」の推奨や、関係団体と連携したフードドライブの推進等により、食品ロスの削減に取り組みます。 	生活環境課
不法投棄防止対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 不法投棄やごみのポイ捨ての未然防止に向けて、市民や事業者との協力及び県や警察などの関係機関との連携を図りながら、監視及び通報体制の強化を図ります。 □ 不法投棄や野外焼却行為の防止のため、警察や保健所及び近隣市町、町内会などと連携し、不法投棄パトロールの強化を図ります。 □ 不法投棄やごみのポイ捨ては、それを許さない雰囲気醸成し、未然防止を図るとともに、法令等に基づく指導を徹底します。 □ 空き地については、所有者に対して適正管理に関する周知・啓発を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。 □ 国の「全国のごみ不法投棄監視ウイーク」や県の「不法投棄防止強化月間」に合わせ、不法投棄パトロールや啓発活動を実施すると共に、市の「不法投棄防止強化月間」においても独自の取り組み強化を図ります。 □ 環境教育・環境学習として、学校におけるごみ学習（ごみポイ捨ての禁止など）を推進します。 □ 市内小中学生から大人まで幅広く不法投棄防止についての周知・啓発を行い、不法投棄防止対策を推進します。 	生活環境課 学校教育課
適正処理の推進と不適正処理の防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 排出事業者、処理業者に対する関係法令などの周知・徹底を図ります。 □ ごみ出しマナーに関する周知に努めるとともに、市民、事業者による自主的な取組を支援します。 □ 収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守を徹底します。 □ 一般廃棄物処理基本計画に基づき適正処理を行っていきます。 	生活環境課

2 市民の取組

<p>分別の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ ごみの適正処理及び資源物回収を効率的に実施するため、分別の徹底、ごみの排出マナーの遵守及びごみステーションの維持管理に努めます。 □ ごみは決められた収集日に出し、分別をしっかりと行うなど、ごみ出しマナーを守ります。 □ ごみステーションや周辺の清掃、維持・管理に協力します。
<p>ごみの減量化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ マイバックの持参に努め、過剰包装は断ることで、包装ごみの減量化に努めます。 □ 発生抑制によって、ある程度減量化された後、排出されたごみの中には、再度利用できるものや資源としてリサイクルできるものがあり、再利用・資源化に努めます。 □ マイ箸を携帯し、割り箸をもらわないようにします。 □ ごみとして捨てる前に、もう一度その使用用途を考えます。 □ 必要なものを必要な分だけ買うように努めます。 □ できるだけ使い捨て商品は購入せず、詰め替え可能な商品を購入します。 □ 家庭で排出される生ごみについては、各家庭での堆肥化や、市内に設置している生ごみバケツへ排出することにより、生ごみの削減に努めます。 □ かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、生ごみを排出する前にしっかりと水切りを行います。
<p>リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域での資源集団回収などをはじめとしたリサイクル活動に、積極的に参加します。 □ リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。 □ リサイクル関連情報に関心を持ちます。 □ 使用済みの廃食油は、市内に設置している廃食油回収ポストへ持ち込むことにより、リサイクルに努めます。 □ エコマーク商品、再生品など、環境にやさしい商品（環境ラベリング製品）の購入に努めます。 □ 市内小中学校等で行っているエコキャップ回収運動に協力することで、リサイクルの推進に取り組みます。



食品ロスの削減

- かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、食材は計画的に量を購入し、食べきる分だけ調理します。
- かのや3キリプロジェクトの推進に協力して、食材は消費期限、賞味期限以内に使い切ります。
- 宴会時は 3010*運動を心がけます。
- 賞味期限等の近い商品から購入する「てまえどり」に協力し、食品ロスの削減に努めます。

<p>不法投棄・ごみのポイ捨ての防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 不法投棄やごみのポイ捨てはしません。 □ 外出先のごみは持ち帰ります。 □ ペットの糞は、飼い主が責任を持って持ち帰ります。 □ 不法投棄をさせない環境づくりに努めます。 □ 自宅や所有地は、雑草を除去するなど適正な管理に努め、ごみを捨てにくい環境をつくります。 □ 市内や地域で行う環境美化活動に積極的に参加します。 □ 不法投棄や不法埋め立てを見かけたら警察や市、県に知らせます。 □ 行政やボランティア団体などが行う不法投棄の監視やパトロールに協力します。
-------------------------------	--

3 事業者の取組

<p>減量化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業活動に伴って排出する廃棄物の削減及びごみを出さない事業活動の実践に努めます。 □ 製品の簡易包装に努めます。 □ ごみの排出が少ない事務用品の購入に努めます。 □ 自社内でのゼロエミッション*の推進に取り組みます。 □ 生ごみについては、資源回収に取組み、たい肥化の推進に協力します。 □ レジ袋やストロー等使い捨てプラスチック製品の使用及び提供削減に努めます。 □ 使わなくなった不用品のリユースに取り組みます。
<p>リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ リサイクルを行いやすい材質及び構造の包装材の使用に努めます。 □ リサイクル製品の販売店回収活動に積極的に協力します。 □ 事業者間でのリサイクルに関する連携体制を構築します。 □ 環境に配慮した製品の製造・販売に努めます。 □ 事務用品は、エコマーク、グリーンマークなど環境に優しい製品の調達・使用（グリーン購入*（調達））に努めます。 □ 食品残渣について、たい肥化・農地利用を促進することで、地域循環型社会の形成を推進します。 □ エコキャップ回収運動に協力することで、リサイクルの推進に取り組みます。

食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> □ 売れ残りや作り過ぎなどで廃棄する食材を減らすように努めます。 □ 宴会時は 3010 運動の呼びかけを推奨します。 □ 「てまえどり」推進による食品ロスの削減に推奨します。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業活動に伴い排出した廃棄物の処理は、自らの責任において適正に処理します。 □ 産業廃棄物※（農業用廃プラスチックを含む）は、法規制を遵守し適正に処理します。 □ 産業廃棄物はマニフェスト制度※により、適切な処理・処分を行います。 □ 建設廃材及び残土の適正処理に努めます。 □ ごみの野外焼却を行いません。 □ 法に適合した焼却炉以外でのごみ焼却は行いません。

不法投棄・ごみのポイ捨ての防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 不法投棄・ごみのポイ捨て対策に協力します。 □ 所有地を適正に管理し、不法投棄の防止に努めます。 □ 事業所から出るごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）は、法規制を遵守し適正に処理します。 □ 産業廃棄物はマニフェスト制度により、適切な処理・処分を行います。
-----------------	---

4 環境指標

指標	単位	現況値（2023）	目標値（2029）	担当課
ごみ総排出量	t	31,068	28,166	生活環境課
市民1人1日あたりのごみ量（資源物を除く）	g	748	641	生活環境課
資源化率	%	12.3	17.8	生活環境課
不法投棄通報（苦情）	件	120	105以下	生活環境課

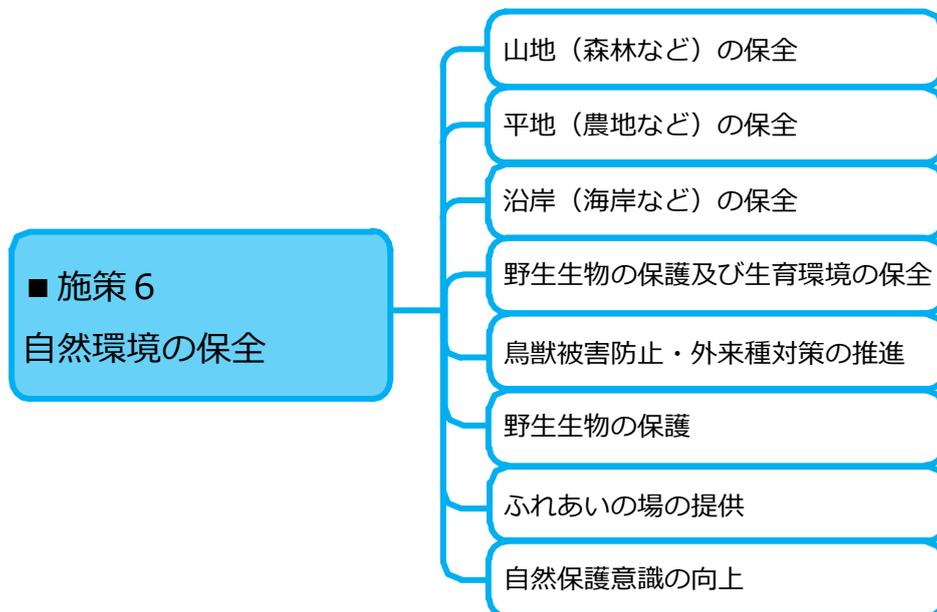
第3節 自然環境



本市の自然環境は、緑豊かでその大部分を森林と農耕地が占めており、林業をはじめとした産業の基盤や市民の憩いの場として広く利用されています。

また、市の主要な産業である農業を背景として、農村環境や里山は、地域にとって重要な生産、生活の場であると同時に、地域内外の住民にとっても、身近に自然や緑とふれあえる憩いの場として機能するとともに、人ばかりでなく野生生物にとっても生態系の基盤に位置づけられる貴重な生息空間となっています。

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民や事業者とともに考え、人と自然が共生できる生活環境を守り育てていきます。



■施策6：自然環境の保全

- 多様な生態系を育む里山や海、川などの環境を保全するための取組を推進します。
- 里山は、生活に密着した貴重な共有財産であり、また、人と自然環境との共生の空間であることを認識し、これを保全・管理していきます。
- 環境負荷を低減した「環境保全型農業」を展開するとともに、優良農地の確保や耕作放棄地の解消など、豊かな農村環境の維持に努めます。
- 豊かな海岸環境の保全を図ります。
- 本市内に生育・生息する動物、植物について、生物多様性*を確保するという観点からその生育・生息場所を保全します。
- 学校における教育活動、市民への広報活動、研修などを通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。
- 有害鳥獣による農作物や生態系への被害を防止します。
- 生態系に影響を与えるおそれがある外来生物に関する情報提供を図るなど、適切な外来生物対策を推進します。
- 本市内に存在する河川、森林、里山といった自然とのふれあいのための空間を整備・保全し、人と自然がふれあえる地域づくりを推進します。
- 市街地においても、身近に緑とふれあえる地域づくりを進めます。
- 自然観察会などを通して自然保護に対する意識の向上を図ります。

1 市の取組

山地（森林など）の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 急傾斜地崩壊危険箇所や砂防施設の整備、植林や除間伐などにより、森林の保全を図ります。 □ 二酸化炭素の吸収源である森林などにおける植林活動を推進し、自然林などの保全に努めます。 □ 森林学習の開催などにより、森林の環境に果たす役割の周知などの啓発活動を推進します。 □ 高隈山県立自然公園は、国や鹿児島県と一体となり行為規制による管理、保全を図ります。 □ 事業者による木質バイオマスの取組を支援します。 □ 森林や林道協などへの不法投棄について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導を行います。 □ 里山を身近な自然とのふれあいの場として活用を進めます。 	生活環境課 林務水産課 道路建設課 ふるさとPR課 政策推進課
--------------------	--	---

<p>平地（農地など）の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 優良農地の確保について引き続き取り組むとともに、中山間地などにおける小規模農地の保全や遊休農地の活用を促進し、農村環境の保全に努めます。 □ 農地バンクを活用して、遊休農地の解消に努めます。 □ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通して、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進します。 □ 健全な土づくりと化学肥料や農薬の低減に一体的に取り組む活動を支援するとともに、これらの取組に対する消費者の理解促進を図ります。 □ 地域住民との協働のもと、自然と農業との調和を図りながら、良好な農村環境づくりを進めていきます。 	<p>農政課 農地整備課 農業委員会事務局</p>
<p>沿岸（海岸）の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 適正な漁業活動を通じて、水産資源の適切な維持管理などを図るとともに、藻場などの適正な保全を図り、海域の環境浄化能力の向上や多様な生物の生息・生育地の確保に努めます。 	<p>林務水産課</p>
<p>野生生物の保護及び生育環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 森林に生息する多種多様な動植物を保護するため、高隈山などの森林環境の保全に努めます。 □ 海岸の環境保全に努め、海域・海浜生物を保護します。 また、ウミガメが産卵する高須・浜田海岸などの保全に努め、ウミガメの保護活動を進めます。 □ 高隈山県立自然公園の森林環境などの保全に努め、希少な動植物の生息・生育確認調査、植生の調査などを実施します。 □ 水辺や農地、公園といった身近な環境を保全することにより、身近な生きものばかりでなく、ホタルなど良好な環境でないと生息できない生物を保護します。 □ 国や鹿児島県のレッドデータブック記載種の生息地、生育環境の保全に努めます。 □ 野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。 □ 学校における教育活動、市民への広報活動、研修などを通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。 	<p>生活環境課 林務水産課 学校教育課</p>

<p>鳥獣被害防止・外来種対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 鳥獣による農作物や生態系への被害については、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなど、鳥獣の被害防止対策を講じます。 □ 本市に生育・生息していない生きもの（外来種、移入種など）を自然に放すことが、地域生態系の破壊につながることの周知（外来生物法の周知）に努めます。 	<p>生活環境課 林務水産課</p>
<p>ふれあいの場の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 社寺林などの樹木は、所有者の協力を得ながら保全に努めます。 □ 巨木・銘木は、貴重な市民の財産として地区住民の協力を得ながら、次世代に残せるように保全に努めます。 □ 多面的機能を有する里地・棚田の維持保全活動を支援し、豊かな自然環境を有する地域づくりを推進します。 □ 多様化・個性化する旅行ニーズに対応するため、豊かな自然を生かした体験型の各種ツーリズムを促進します。 □ 市民がいつでも身近に緑を感じ、緑とふれあうことができる環境づくりを推進するため、風致公園*などの緑の拠点を維持します。 □ 里山を身近な自然とのふれあいの場として活用を進めます。 □ 海浜や海岸、川辺及び湧水などの水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。 □ 市内の名水、滝及び溪谷を広く市民に紹介するとともに、ふれあい施設などの周辺環境の整備に努めます。 	<p>生活環境課 林務水産課 農政課 農地整備課 ふるさとPR課 都市政策課</p>
<p>自然保護意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。 □ 鹿屋市域内の河川及び海岸で実施する地域の清掃活動を支援するとともに、定期的な河川・海岸清掃を実施します。 □ 地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物への市民の理解と啓発に努めます。 □ 市民参加による森林づくりを促進するための基礎づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。 	<p>生活環境課 学校教育課 林務水産課</p>

2 市民の取組

<p>山地（森林など）の保全活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 森林の環境保全機能について理解を深めます。 □ 森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。 □ 植樹などの森林ボランティア活動に積極的に参加します。 □ 地場産の木材や木製品を積極的に購入します。 □ 廃棄物の不法投棄・ポイ捨て対策に協力します。 □ 森林とのふれあい活動に参加します。 □ 森林での自然観察、ハイキングに出かけます。 □ 森林インストラクター*などを活用して森林とのふれあい活動を行います。
<p>農業とのふれあい活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然環境や生態系の保全に寄与している農業・農地の重要性について、理解に努めます。 □ 地場農産物を積極的に購入します。 □ 農業体験イベントに参加します。 □ 農村における身近な自然の観察活動や保全活動に積極的に参加します。 □ 市民農園や学校農園などを利用し、環境に配慮した農業にふれる機会をつくれます。
<p>里山の保全活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活の場の近隣における貴重な自然である里山を大切に、重要性の理解に努めます。 □ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。
<p>野生生物の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 市と協働し、ウミガメが産卵する海岸の保全に努めます。 □ 希少な動植物種（レッドデータブック掲載種）に対する造詣を深めます。 □ むやみに動植物を捕獲・採取しません。 □ 魚釣りの際には無駄な捕獲を止め、本市に生育・生息していない生物（外来種・移入種など）のリリースを行わないなど、自然を守るためのマナーの徹底に努めます。
<p>地域の生態系への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川、森林、里山は野生の生きものにとっての大切な生育環境（生態系）であることに配慮します。 □ 鹿屋市に生息していない動植物種（外来種、移入種など）を自然に放しません。

<p>自然とのふれあいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然を守るためのマナーの徹底に努めます。 □ 自然や環境を考える環境講座やセミナーに参加します。 □ グリーンツーリズム*を自ら体験するとともに、民泊の受入家庭になるなど、グリーンツーリズム活動に協力します。 □ 森林インストラクターなどを活用して、森林とのふれあい活動を行います。 □ 身近に生息する動物や生育する植物を調べるとともに、自然環境についての理解を深めるよう努めます。 □ 自然環境の保全活動や希少な動植物の保護活動への参加・協力を努めます。
<p>里山の保全活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活の場の近隣における貴重な自然である里山を大切に、重要性に関する理解に努めます。 □ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。
<p>緑のまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 緑の連なる自然豊かなまちづくりに協力します。 □ 自宅に緑のカーテンや生け垣などを設置するように努めます。 □ 空き地や広場などの空間を花と緑あふれる空間にするよう努めます。 □ 街路樹や公園緑地などの身近な緑の維持管理活動に協力します。

3 事業者の取組

<p>山地（森林など）の保全活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境保全型林業の推進に努めます。 □ 自然豊かな森林に配慮した事業活動に努めます。 □ 森林で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。 □ 植樹など森林ボランティア活動に積極的に協力します。 □ 間伐材の有効利用や、地場産木製品の製造・開発を進めます。 □ 廃棄物の不法投棄対策に協力します。
<p>山地（森林など）のふれあい創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 森林を交流の場として利用できるような事業活動を展開します。 □ 森林とふれあえるイベントを開催します。

環境に配慮した農業	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境に配慮した農業に努めます。 □ 化学肥料や農薬をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組みます。 □ 環境に配慮し生産した農産物による特産品づくりを進めます。 □ 農業の体験イベントを開催します。 □ 休耕田を活用することで、農村環境とふれあえる機会を提供します。 □ 農地を交流の場として利用できるような事業活動を展開します。
里山の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> □ 身近な里山とふれあえるイベントを開催します。 □ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。
野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none"> □ 行政と協働し、ウミガメが産卵する海岸の保全に努めます。 □ 事業地内で、希少な動植物種（レッドデータブック掲載種）を確認した場合、これを保護します。
地域の生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> □ 河川、森林、里山の自然あるいは生態系への重要性に関する理解に努めます。 □ 鹿屋市に生息していない動植物種（外来種、移入種など）を自然に放しません。
自然に配慮した事業活動	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然環境に配慮した事業活動に努めます。 □ 土地の開発では、自然への影響を低減できる工法を採用します。 □ 農園を利用したグリーンツーリズムを実施します。
里山の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> □ 身近な里山とふれあえるイベントを開催します。 □ 里山で実施される清掃活動、維持管理活動に積極的に参加します。
緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地内や周辺の緑化に努めます。 □ 屋上や壁面の緑化、生け垣化に努めます。 □ 街路樹や公園緑地などの身近な緑の維持管理活動に協力します。

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
「自然環境の豊かさ」の市民満足度	%	50	50	生活環境課
自然観察会の参加人数	人	16	50	生活環境課
環境出前講座の年間受講者数	人	864	1,500	生活環境課
ウミガメ上陸数	頭	1	毎年上陸	生活環境課
環境監視員数	人	12	15	生活環境課

コラム：外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために

- 1 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
- 2 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。
- 3 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

すなわち・・・

1. 生態系などへの悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要で、
2. もし、すでに非自然分布域に入っており、飼っている外来種がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、
3. 野外で外来種が繁殖してしまっている場合には、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切というものです。環境省では、外来種に関わる際、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いしています。

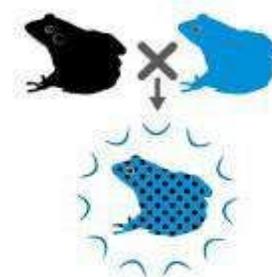
【捕食】在来種をたべる



【競争】在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的錯乱】近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



出典：環境省



第4節 地球環境

【鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

地球温暖化問題は、自然の生態系及び人類に様々な悪影響を及ぼすおそれがあるとされており、アンケートの結果においても市民や事業者の関心が非常に高くなっています。二酸化炭素の排出を抑制するため、各主体が環境に負荷を与えていることを自覚し、排出抑制のための行動、活動を行う必要があります。本計画では、第4節 地球環境を「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけており、当該部分については、令和6年3月にゼロカーボンシティかのや推進計画として改訂を行っていることから、その内容を一部抜粋して記載しております。また、国や県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進していきます。

1 施策体系

将来像の実現に向けて5つの施策体系に分けて、各種施策を展開していきます。また、エネルギーの効率的な利用の促進を図る省エネルギーと再生可能エネルギーの普及促進を車の両輪として、目標達成に向けて取組を加速させます。

基本施策は、幅広い視点により総合的に二酸化炭素排出量の削減に取り組むものであり、5つの施策体系ごとに、市民や事業者が取り組む内容について示します。

なお、施策体系における「脱炭素(省エネ・再エネ)に向けた行動変容とそれにつながる普及啓発」については、他の施策体系とも関連することから、相互に連携しつつ各種施策を推進していきます。

施策体系	基本施策
脱炭素(省エネ・再エネ)に向けた行動変容とそれにつながる普及啓発 省エネルギー行動の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が楽しみながらできる脱炭素行動の実践 ② 事業者の脱炭素経営の促進 ③ 環境教育・啓発の推進 ④ 住宅・建築物の省エネルギーの強化
持続可能な循環型社会形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの資源化・減量化の推進 ② 廃棄物等のエネルギー利用の促進
再生可能エネルギーの導入・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入 ② 市民・事業者における再生可能エネルギーの導入促進 ③ ゼロカーボン電力(再生可能エネルギー由来の電力)の活用 ④ 再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・水素等)の利活用に関する調査・研究
脱炭素のまちづくりの推進 運輸部門の脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 脱炭素につながるコンパクトシティ ② 次世代自動車の普及促進 ③ 自転車利用、公共交通の利用促進
農林水産分野の取組推進 吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① スマート農業・環境保全型農業の推進 ② 豊かな森づくりによる吸収源対策の推進 ③ 豊かな海づくりによる吸収源対策の推進

2 具体的取組(市の取組)

(1) 施策7:脱炭素(省エネ・再エネ)に向けた行動変容とそれにつながる普及啓発・省エネルギー行動の更なる推進

① 市民が楽しみながらできる脱炭素行動の実践

■ 脱炭素ポイントの導入等による行動変容を通じた市民運動の推進

- 徒歩・自転車による移動など日常生活でのエコアクションに対してポイントを付与し、そのポイントは市内で活用できる仕組みを検討し、市民の脱炭素行動を促進します。

■ 九州7県合同環境アプリ「エコふぁみ」の普及啓発

- 省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む市民を支援する「エコふぁみ」を普及啓発し、環境にやさしい活動を実践した際にはポイントを付与することにより市民が楽しみながらできる脱炭素行動を促進します。



■ 脱炭素親子向けエコスクールの実施

- 親子を対象として脱炭素につながる取組などを学習するエコスクールを実施し、家族で楽しく一緒にできる脱炭素行動を促進します。

■ 家庭・地域・学校等における環境学習の機会の拡充

- 教育機関での学習機会や地域の出前講座等を活用して、脱炭素に関する環境学習の機会を充実し、将来的な地域の脱炭素リーダーを育成します。

■ 見える化を通じた気づき・行動の実践

- 市民・事業者の電力やガスの使用量の把握を促進します。
- さらに、HEMS や BEMS などの電力やガスの見える化システムの導入を促進し、二酸化炭素が多く排出されている機器の把握を通して、さらなる脱炭素行動を推進します。

※アンケート結果からも、市民・事業者ともに電力やガスの見える化に対するニーズは高く、地域特性を反映した取組を推進します。

■ 環境配慮型商品(eco商品・5つ星家電等)の選択の促進

- 環境配慮型商品のメリット等を周知啓発することにより、環境配慮型商品の選択を促進します。

■ 食の地産地消の推進

- 直売所などと連携した農産物の直売や、学校給食、福祉施設と連携した地場食材の地産地消を推進し、輸送に伴う二酸化炭素排出量の削減を図ります。

■ うちエコ診断(環境家計簿)の推進

- 環境省の公的資格である「うちエコ診断士」が専用のソフトを使って、無料で各家庭に合わせた脱炭素に向けた削減対策を提案し、あわせて光熱費の節約術も伝えることにより、市民の脱炭素に向けた商品の選択や行動等を促進します。

■ 公共施設マイボトル用給水機の活用推進

- 公共施設19施設20か所に設置(令和5(2023)年8月時点)した給水機を活用し、ペットボトル等のプラスチックごみ削減とマイボトルのさらなる普及を促進します。

② 事業者の脱炭素経営の促進

■ 脱炭素経営宣言事業者の認定・登録

- 脱炭素経営宣言制度(仮称)を創設し、脱炭素に取り組む事業者を認定し、市のホームページ等によりPRするなど、事業者の脱炭素の取組意欲を高めます。

■ 事業者向け脱炭素ハンドブックなど教材等の作成

- 事業者向けに、脱炭素の必要性や取り組みやすい削減対策等をまとめた脱炭素ハンドブックを作成し、事業者の脱炭素の取組を促進します。

■ CO₂排出量の見える化の促進

- CO₂排出量の把握が十分に進んでいない事業者が多いことから、脱炭素に向けた取組の第1歩として、事業者によるCO₂排出量を見える化し、削減対策の検討に向けた取組を促進します。

■ 中小事業者向け省エネルギー診断の実施

- 脱炭素に向けた取組が十分に進んでいない中小事業者に対して、国の補助事業等を情報提供し、光熱費等のコストカットにもつながる省エネルギー診断の実施を働きかけ、地元事業者の経営強化と脱炭素の両立を図ります。

■ 中小事業者向け省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援

- 光熱費等のコストカットにもつながる省エネルギー対策等の情報提供を行うことにより、事業者の脱炭素の取組を促進します。

■ エコアクション21、ISO14001など環境認証システムの普及啓発

- 環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性の向上など経営面での改善効果も期待できる環境認証システムの普及啓発を行い、事業者の脱炭素経営を促進します。

■ 事業者の脱炭素の取組を支援するESG金融の促進

- 地域の金融機関が提供する住宅・事業所・工場等への太陽光発電設備導入や電気自動車等の購入時の低金利融資等について情報提供します。

③ 環境教育・啓発の推進

■ 環境フェスタなど環境イベントの開催や各種イベントにおけるPR

- 地域の関係者と連携して、市民が楽しく学べる環境イベントを定期的で開催し、脱炭素に関する理解を促進し、脱炭素行動の実践につなげます。
- 市民向けに脱炭素の必要性や取り組みやすい削減対策等をまとめた脱炭素ハンドブックを活用して、脱炭素の取組を促進します。

■ 脱炭素に関する事業者との連携協定による取組推進

- 事業者との連携協定等を通して、様々な脱炭素の取組を連携して実施することにより、市民・事業者の脱炭素の取組を促進します。

■ 日常生活における「デコ活アクション」の普及促進

- 国が推奨する「デコ活アクション」を普及啓発し、ゼロカーボンで豊かな暮らしへのシフトを推進します。

④ 住宅・建築物の省エネルギーの強化

■ 住宅・建築物の脱炭素化(ZEH住宅・ZEB建築物の推進)

- 事業者と連携して、新築時の太陽光発電設備の設置の標準化を促進します。また、建物の改築時に合わせた省エネルギー設備・機器の導入等を促進します。
- 事業者と連携して、窓の断熱化による省エネルギー効果等をわかりやすく伝え、窓の断熱化を促進します。

■ 支え愛ファミリー住宅改修応援事業(既存住宅の省エネルギーの促進)

- 既存住宅について、太陽光発電やLED化など省エネルギーに対応した改修に対して補助を行うことにより、既存住宅の省エネルギー化を促進します。

【取組のロードマップ】



※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において設定

【各主体の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習・環境イベントに参加し、「デコ活アクション」を実践します。 新築やリフォームの際には、なるべくZEH住宅の選択に努めます。 機器の購入時はランニングコストも意識し、省エネルギー製品を選択します。 地域で生産されたもの、旬のものを積極的に消費します。 電力やガスの使用量を把握(見える化)します。 マイボトルを活用し、ペットボトル等の使用を減らします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素経営宣言を行い、具体的な取組を推進します。 新築やリフォームの際は、ZEB建築物の選択に努めます。 年間1%を目安にエネルギー消費原単位の改善に努めます。 光熱費の削減につながる省エネルギー診断の受診に努めます。 電力やガスの使用量を把握(見える化)します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 環境イベントの企画や環境イベントへの参加を呼びかけるとともに、情報ツールを通じて脱炭素に関連する情報提供を行います。

(2) 施策8: 持続可能な循環型社会形成の推進

① ごみの資源化・減量化の推進

■ スマートフォン(アプリ「かのやライフ」等)を活用したごみの減量化の普及啓発

- アプリ等を活用して、市民に対して、ごみの適切な分別方法やごみの出し方などをお知らせし、ごみの減量や資源分別を促進していきます。



■ 生ごみバケツの設置拡大

- 市内の学習センター等に設置している生ごみバケツの利用と家庭でのたい肥化の普及拡大を図るなど生ごみの資源化を推進します。



■ 3Kリ運動(食べキリ・使いキリ・水キリ)・4R運動の普及啓発

- 3Kリ運動や4R運動について、環境イベント等において市民・事業者に対して普及啓発を行います。
- コンポストや家庭用生ごみ処理機の利用を推奨し、生ごみの削減を図ります。
- マイバッグ持参運動を市民に呼びかけ、レジ袋を減らすことで、プラスチックごみの削減につなげます。

■ 食品ロスの削減

- スーパー・コンビニ等と連携した「てまえどり」の推進、関係団体と連携したフードライブの実施等により、食品ロスの削減に取り組みます。

■ プラスチックごみ分別の啓発強化

- 市内のプラスチック素材100%の製品の一部について、プラスチック類としての資源回収を行い、プラスチック類の資源化を推進します。

■ 食品残渣のたい肥化利用の推進

- 食品関連事業者等から排出される食品残渣について、たい肥化・農地利用を促進することで、地域循環型社会の形成を推進します。

② 廃棄物等のエネルギー利用の促進

■ 廃棄物処理施設におけるごみ焼却熱の更なる有効利用に関する検討

- 廃棄物処理施設の建替や改修時などにおいては、ごみ焼却熱を利用した発電や熱利用などの更なる有効活用や地域への最適なエネルギー供給に関する検討を行います。

■ 汚泥や廃熱等の未利用資源・未利用エネルギーの利活用の検討

- 汚泥や廃熱などの未利用資源・未利用エネルギーの利活用について、国や県の最新の検討状況などの情報収集を進めて、その利活用に向けた検討を行います。

【取組のロードマップ】

基本施策

2030年度

2050年度

■ごみの資源化・減量化の推進

ごみの資源化・減量化の普及・定着

- スマートフォン(アプリ「かのやライフ」等)を活用したごみの減量化の普及啓発
- 生ごみバケツの設置拡大
- 3キリ運動・4R 運動の普及啓発
- 食品ロスの削減
- プラスチックごみ分別の啓発強化
- 食品残渣のたい肥化利用の推進

ごみゼロ社会の
実現

■廃棄物等のエネルギー利用の促進

廃棄物等のエネルギー利用の促進

- 汚泥や廃熱等の未利用資源・未利用エネルギーの利活用の検討
- 廃棄物処理施設におけるごみ焼却熱の更なる有効利用に関する検討

あらゆる資源・
エネルギーの
有効活用

※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において設定

【各主体の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンアプリ「かのやライフ」などを活用してごみの分別に取り組めます。 ● 生ごみバケツを活用して、ごみの減量化に取り組めます。 ● 3キリ運動(食べキリ・使いキリ・水キリ)に取り組めます。 ● プラスチックごみの資源回収に取り組めます。 ● 家電・服のリユースやリサイクルショップ等を活用します。 ● 廃棄物エネルギーの有効利用に関する理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 3キリ運動(食べキリ・使いキリ・水キリ)に取り組めます。 ● 事業所のごみと資源物の適切な分別に取り組めます。 ● レジ袋やストロー等の使い捨てプラスチック製品の使用及び提供削減に努めます。 ● 使わなくなった不用品のリユースに取り組めます。 ● てまえどりなど食品ロスの削減を呼びかけます。 ● 食品廃棄物の削減やたい肥化利用に取り組めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物やごみの分別、廃品回収などへの協力を呼びかけます。

(3) 施策9:再生可能エネルギーの導入・活用の推進

① 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

■ 太陽光発電設備の率先導入

- 公共施設の新築や建替時には、リース・PPA モデル等も活用しながら太陽光発電設備の導入を検討します。
- 既存の公共施設については、建物の耐震性や防水面を考慮した上で、設置可能な施設については率先して導入します。
- 避難所等への太陽光発電設備の設置は、災害時における自立電源として活用でき、地域の防災能力の向上につながります。



出典:環境省 初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入パンフレット

② 市民・事業者における再生可能エネルギーの導入促進

■ 市民向け太陽光発電・蓄電池の設置補助事業の実施

- 市民向けに、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用して、太陽光発電設備・蓄電池の設置を補助し、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

2023年度～2027年度まで
実施予定 1,170t-CO₂削減

■ 工場等への太陽光発電設備の設置による固定資産税の課税免除

- 太陽光発電設備など先端設備を導入し、労働生産性の改善を図る工場等に対して、固定資産税の課税を免除することにより、市域の太陽光発電設備の設置を促進します。

■ 国・県事業を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー導入支援事業の周知

- 国や県の補助金の情報提供を行い、太陽光発電設備・蓄電池の設置を促進します。

■ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入事例の周知啓発(太陽光発電・水力発電・風力発電等)

- 公共施設等における様々な再生可能エネルギーの導入事例について、広く周知啓発を行うことにより、市民や事業者の再生可能エネルギーの導入を促進します。

■ 太陽光発電設備・蓄電池の調達に関する新たな仕組みの検討

- 市民や事業者が太陽光発電設備や蓄電池を安価に調達できる仕組み(共同購入等)を検討します。

■ 太陽光発電による二酸化炭素削減分のJ-クレジット化事業の検討

- 市民が太陽光発電システムを設置したことによる二酸化炭素の排出削減分をJ-クレジット制度を活用して環境価値化し、地域の環境保全につながる仕組みを検討します。

③ ゼロカーボン電力(再生可能エネルギー由来の電力)の活用

■ ゼロカーボン電力(再生可能エネルギー由来の電力)への転換の促進

- 公共施設が率先して、ゼロカーボン電力の調達を推進します。
- ゼロカーボン電力の普及に向けて、公共施設における導入事例を広く周知するとともに、小売電気事業者と連携して環境イベント等で市民・事業者にわかりやすく情報提供し、理解を促進します。

■ ゼロカーボン電力の共同購入事業の検討

- 市民や事業者が共同で電力を購入することで、割安で太陽光や風力などのゼロカーボン電力が利用できる共同購入事業について、他地域の導入事例など情報収集を進め、検討していきます。

④ 再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・水素等)の利活用に関する調査・研究

- 再生可能エネルギーの最新の研究開発の動向を注視するとともに、本市において利活用できる事例を調査・研究し、随時、市民・事業者に対してわかりやすく情報提供し、理解を促進します。
- 太陽光発電パネルの更新・廃棄時において、適正な処分・リサイクル等を推進するため、国等の最新の検討状況を注視するとともに、市民・事業者に対してわかりやすく情報提供し、理解を促進します。

【取組のロードマップ】

基本施策

2030年度

2050年度

■ 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

公共施設への太陽光発電の導入

- 太陽光発電設備の率先導入

設置可能な
50%の施設
への導入

設置可能な
全ての施設
への導入

■ 市民・事業者における再生可能エネルギーの導入促進

ゼロカーボン電力の活用推進

- 市民向け太陽光発電・蓄電池の設置補助事業の実施
- 中小事業者向け太陽光発電設備の設置による固定資産税の課税免除
- 国・県事業を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー導入支援事業の周知
- 公共施設等における再生可能エネルギーの導入事例の周知啓発
- 太陽光発電設備・蓄電池の調達に関する新たな仕組みの検討
- 太陽光発電による二酸化炭素削減分のJ-クレジット化事業の検討

再生可能エネ
ルギーの大幅
導入拡大

■ ゼロカーボン電力の活用

ゼロカーボン電力の活用推進

- ゼロカーボン電力への転換の促進(公共施設)
- ゼロカーボン電力の活用に関する啓発
- ゼロカーボン電力の共同購入事業の検討

ゼロカーボン
電力の浸透

■ 再生可能エネルギーの利活用に関する調査・研究

再生可能エネルギーの利活用の推進

- 再生可能エネルギーの利活用に関する情報収集・整理

様々な再生可
能エネルギーの
利活用の実践

※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において設定

【各主体の取組】

市民

- 防災時にも活用できる太陽光発電設備を積極的に導入します。
- 蓄電池を活用し、脱炭素化や防災面の強化を図ります。
- 電気自動車を活用して家庭の電力を賄うV2Hに関する理解を深めます。
- 補助金などに関する国・県・市からの情報を積極的に活用して、再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ゼロカーボン電気の活用に努めます。

事業者

- 防災時にも活用できる太陽光発電を積極的に導入します。
- 蓄電池を活用し、脱炭素・防災面の強化を図ります。
- 補助金などに関する国・県・市からの情報を積極的に活用して、再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ゼロカーボン電気の活用に努めます。

市民団体

- 再生可能エネルギーの導入・活用に関する補助金など生活に関係が深く、脱炭素につながる情報を提供し、活用を呼びかけます。

(4) 施策10:脱炭素のまちづくりの推進・運輸部門の脱炭素化の推進

① 脱炭素につながるコンパクトシティ

■ 立地適正化計画に基づくコンパクトシティの推進

- 令和4(2022)年10月に策定した「鹿屋市立地適正化計画」によるコンパクトシティの推進を図るため、居住誘導区域等への誘導施策とも整合を図りつつ、まちづくりと一体的な脱炭素対策を進めます。

■ コンパクトシティ推進住宅取得支援事業の実施

- 「鹿屋市立地適正化計画」に定める居住誘導区域内等において、住宅を新築又は購入した方に対し、取得に要した経費の一部を補助することにより、脱炭素につながるコンパクトシティの実現を促進します。

■ 再配達の減少促進

- 配送事業者とも連携し、インターネット購入時の注文の一括化や宅配ボックスの設置など再配達の減少を促進する取組を行います。

② 次世代自動車の普及促進

■ 市民・事業者への次世代自動車の導入促進に向けた普及啓発

- 国の補助金や自動車グリーン税制の情報提供、電気自動車等の次世代自動車による二酸化炭素削減効果についてわかりやすく情報提供を行い、市民・事業者の理解を促進します。

■ エコドライブ(ふんわりアクセル・ゆっくりブレーキ等)の普及啓発

- ガソリン代の削減にもつながるエコドライブについて、環境イベント等を活用して普及啓発に取り組みます。
例:発進するときはふんわりアクセル(最初の5秒で、時速20kmが目安)
信号で停止することがわかったら、早めにアクセルをオフしてゆっくりブレーキ

■ 公共施設等への電気自動車充電設備の整備

- 電気自動車の利用を促進するため、公共施設への電気自動車充電設備の将来的な整備を検討します。

■ バス・タクシー事業者に対するカーボンニュートラルに向けた取組等の周知啓発

- 公共交通機関の電動化に関する導入事例や最新の検討情報を収集し、公共交通機関のカーボンニュートラルに向けた周知啓発を行います。

③ 自転車利用、公共交通の利用促進

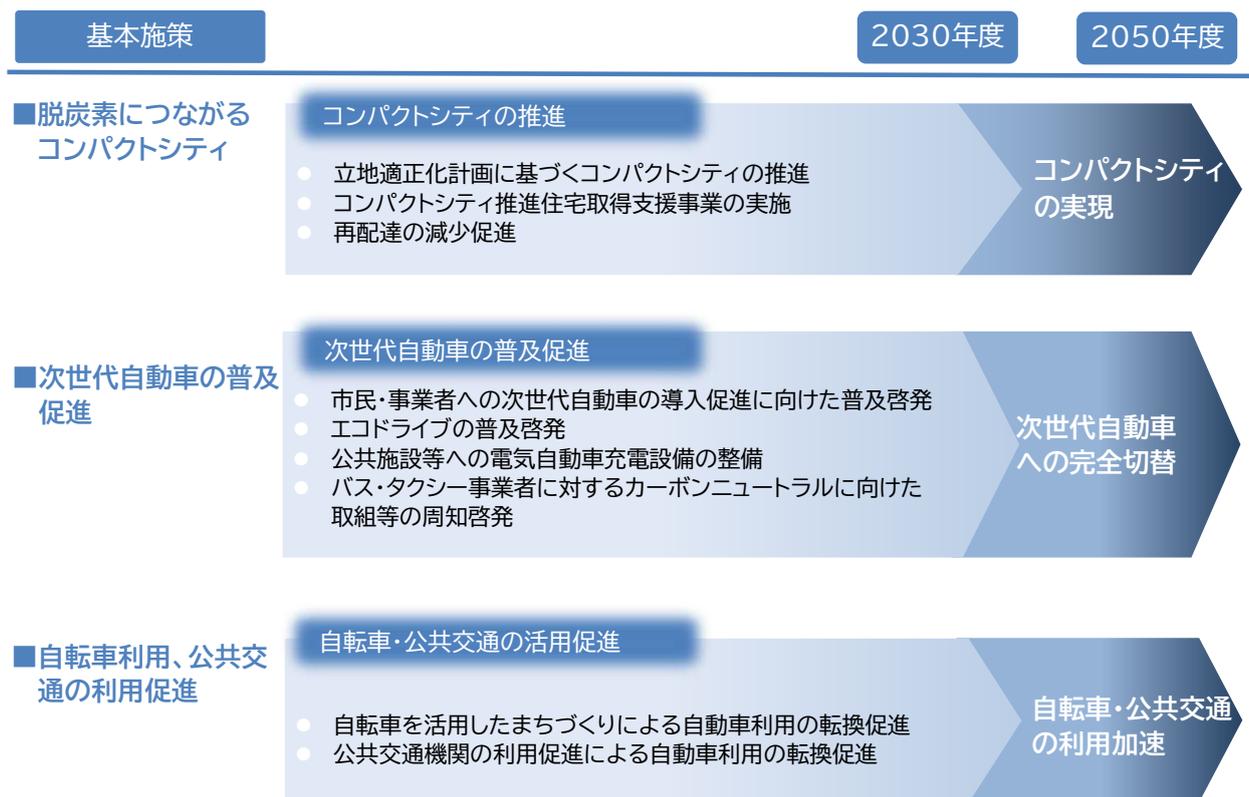
■ 自転車を活用したまちづくりによる自動車利用の転換促進

- レンタサイクルや空気入れの貸出を行うサイクリストサポート施設の充実等を検討し、市民及び観光客の自転車活用を促進することで、脱炭素化の取組に繋がります。

■ 公共交通機関の利用促進による自動車利用の転換促進

- 公共交通は、利用ニーズに見合ったバス路線の再編やルート変更などにより利便性向上を図るとともに、利用の少ない路線・地域においてはエリア運行型のデマンド交通に移行するなど、地域の実情に応じた適切な形での維持・利用促進を図ります。

【取組のロードマップ】



※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において設定

【各主体の取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトシティにつながる居住誘導区域等への理解を深めます。 配達物は予め受け取り時間を決めて、再配達を減らします。 車の購入時は、電気自動車など次世代自動車への更新に努めます。 運転する時は、エコドライブに努めます。 外出時はなるべく公共交通を利用し、近隣への移動は積極的に自転車を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 社用車は、電気自動車など次世代自動車への更新に努めます。 電気自動車など次世代自動車の環境性能を広く周知します。 運転する時は、エコドライブに努めます。 外出時はなるべく公共交通を利用し、近隣への移動は積極的に自転車を利用します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素につながる取組に対して情報提供し、取組への協力を呼びかけます。

(5) 施策11:農林水産分野の取組推進・吸収源対策の推進

① スマート農業・環境保全型農業の推進

■ スマート農業の推進に向けた普及啓発

- ロボット技術やICTの活用によって作業の省力化・効率化・省エネルギーが実現できるとともに、高品質な農作物・畜産物を安定的に生産することができるスマート農業について、事業者と連携して推進します。
- スマート農業の先進的な取組に関する情報提供を行うことにより、農業・畜産業の経営強化や新規就農者の確保など農業の活性化を図ります。

■ 化学肥料の使用低減など環境保全型農業の推進

- 有機肥料の使用により、化学肥料の利用を削減することで、化学肥料の使用過程で生じる二酸化炭素排出量等の排出削減を促進します。

■ 適正施肥に向けた土壌診断の支援

- 農家に対して土壌診断を行い、肥料の適正化を図ることにより、過剰な施肥を防ぎ、化学肥料の使用過程で生じる二酸化炭素排出量等の排出削減を促進します。

■ 地域資源循環型農業の推進

- 畜産業における家畜排せつ物の適切な処理・たい肥化や、耕畜連携による持続的で環境に配慮した資源循環型農業を推進します。

■ 園芸施設等における化石燃料の使用低減の推進

- 国・県等の補助事業を活用したヒートポンプの導入など、化石燃料の使用低減につながる取組を推進し、地域の強みである農業の脱炭素化と農作物の高付加価値化を図ります。

■ J-クレジット制度の活用による農畜産業の先進的取組の実践・経営強化

- 農畜産業における脱炭素につながる先進的取組(水稲栽培における中干し期間の延長、牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌など)を促進するとともに、J-クレジット制度を活用して脱炭素と農業・畜産業の経営強化を図ります。

② 豊かな森づくりによる吸収源対策の推進

■ J-クレジット制度や県の森林吸収量認定制度(鹿児島エコファンド)の活用による森林吸収源の確保の検討

- 森林・林業 DX を活用し、森林資源の価値を見える化することで、適切な森林管理による健全なライフサイクルの循環を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増加させます。

■ 住宅や施設の建設等における地元産材の積極的な利用

- 住宅や施設の建設にあたり、地元の森林資源の積極的な活用を促進します。
- 木造の公共施設の整備にあたっては、国の事業等を活用して県産材などの地域材なるべく活用し、地域への波及効果を高めます。

■ 森林の再造林や下刈、間伐による適正な整備への支援

- 森林の再造林や下刈、間伐による適正な整備に対して支援を行うことにより、森林保全を推進します。
- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進し、経営管理が行われていない森林については市が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐことにより、森林の適正な整備を支援します。

■ 持続可能な森林管理の国際認証取得の取組と認証材の供給

- 持続可能な森林管理により生物多様性に配慮し、水と土壌を守り、二酸化炭素吸収量の確保を推進します。
- 適切な森林管理や持続可能な資源利用をしている森林は、FM 認証などの国際認証を取得するとともに、消費者に対して認証材の選択的な購入を促進します。

■ 都市緑化の推進

- 街路樹や公園樹を適切に維持・保全することにより、景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

③ 豊かな海づくりによる吸収源対策の推進

■ ブルーカーボン活動(ウニ駆除による藻場保全・アマモの生育等)の推進

- 鹿屋市漁協アマモ会と連携したウニ類の駆除活動などを通して、稚魚の育成場となる藻場を保全・造成することにより、二酸化炭素の吸収量を高めるブルーカーボンの活動を促進します。

■ ブルーカーボンによるクレジット化の検討

- ブルーカーボンによる二酸化炭素吸収・固定量についてクレジット化に向けた検討が進められており、この動向を注視しつつ、最新情報を関係者に周知していきます。

【取組のロードマップ】

基本施策

2030年度

2050年度

■スマート農業・環境保全型農業の推進

農業の脱炭素化の促進

- スマート農業の推進に向けた普及啓発
- 化学肥料の使用低減など環境保全型農業の推進
- 適正施肥に向けた土壌診断の支援
- 地域資源循環型農業の推進
- 園芸施設等における化石燃料の使用低減の推進
- J-クレジット制度の活用による農畜産業の先進的取組の実践・経営強化

スマート農業・
環境保全型農業
の実現

■豊かな森づくりによる 吸収源対策の推進

森林保全活動の推進

- J-クレジット制度や県の森林吸収量認定制度の活用による森林吸収源の確保の検討
- 住宅や施設の建設等における地元産材の積極的な利用
- 森林の再造林や下刈、間伐による適正な整備への支援
- 持続可能な森林管理の国際認証取得の取組と認証材の供給
- 都市緑化の推進

持続可能な
森林経営の実現

■豊かな海づくりによる 吸収源対策の推進

ブルーカーボン活動の推進

- ブルーカーボン活動の推進
- ブルーカーボンによるクレジット化の検討

ブルーカーボン
の実現

※年度毎の取組目標等は、「ゼロカーボンシティかのや推進計画～実施計画～」において設定

【各主体の取組】

市民

- 住宅などに地元産材を積極的に活用します。
- 森林整備活動などの取組に積極的に参加します。
- 藻場の保全活動などの取組に積極的に参加します。
- カーボン・クレジットなどについて理解を深めます。

事業者

- スマート農業や環境保全型農業の推進に努めます。
- 建物などに地元産材を積極的に活用します。
- 二酸化炭素の吸収源である森林の間伐等を適切に行います。
- 市民と連携して、藻場の保全活動に取り組みます。
- 森林整備や藻場造成等に伴うカーボン・クレジットの創出を検討します。
- 地域で生み出されたカーボン・クレジット等を活用し、事業活動に伴う二酸化炭素排出量のオフセットを検討します。

市民団体

- 森林整備活動や海の藻場の保全活動などの取組に参加を呼びかけます。

3 管理指標(KPI)の設定

今後、本計画の目標である温室効果ガス削減目標の達成に向けて、各施策体系に基づき具体的取組を実施していくなかで、その効果の進捗状況を確認・評価するために、以下のとおり管理指標(KPI)と目標値を設定します。

管理指標(KPI)については、市民・事業者向けのアンケート調査や庁内調査により定期的に確認・評価し、必要に応じて追加の取組を実施することにより、温室効果ガスの削減目標の確実な達成を目指します。

管理指標(KPI)とその目標値

施策体系	管理指標(KPI)	現状	2030年度	2050年度 ※将来イメージ
脱炭素(省エネ・再エネ)に向けた行動変容とそれにつながる普及啓発 省エネルギー行動の更なる推進	市のゼロカーボン宣言を知っている市民の割合	16%	90%以上	90%以上
	電力やガスの使用量を確認している割合(市民)	63%	80%	90%以上
	電力やガスの使用量を確認している割合(事業者)	26%	50%	80%以上
	脱炭素経営宣言事業者の登録数(案)	—	100件以上	300件以上
	ZEH住宅の導入率	4%	23%	90%以上
	ZEB建築物の導入率	3%	27%	80%以上
	持続可能な循環型社会形成の推進	3キリ(食べキリ・使いキリ・水キリ)運動の実施率	58%	80%
外出時はマイボトルを持参する市民の割合		63%	80%	90%以上
再生可能エネルギーの導入・活用の推進	太陽光発電の導入率	20%	40%	90%以上
	公共施設への太陽光発電の設置	—	設置可能な施設の5割以上	設置可能な全ての施設
	ゼロカーボン電力の活用	5%	30%	70%以上
脱炭素のまちづくりの推進 運輸部門の脱炭素化の推進	電気自動車の導入率	3%	30%	80%以上
	運転時、急発進・急加速をしない市民の割合	74%	90%以上	90%以上
	なるべく公共交通、自転車を利用する市民の割合	13%	30%	60%以上
農林水産分野の取組推進	スマート農業の推進	5件	100件 ※令和14年度目標	100件以上
吸収源対策の推進	主伐後の再造林率	53.2%	70%	70%以上
	森林経営管理制度意向調査の実施率	12.7%	90%	90%以上
	ブルーカーボン活動(漁業ふれあい体験者数)	658人	800人 ※令和14年度目標	800人以上

※現状や将来の目標数値は、本計画策定において実施した市民・事業者向けアンケート調査等を踏まえて設定

管理指標(KPI)とその目標値【二酸化炭素排出量】

管理指標 (KPI)	現状 (2020年度)	2030年度
市域からの二酸化炭素排出量	573千t-CO ₂	432千t-CO ₂
うち家庭部門	107千t-CO ₂	70千t-CO ₂
うち業務部門	121千t-CO ₂	90千t-CO ₂
うち運輸部門	212千t-CO ₂	160千t-CO ₂
市役所の事業活動による二酸化炭素排出量	11.826千t-CO ₂	8.308千t-CO ₂

※再生可能エネルギーについては、2030年度において再生可能エネルギーの自給率80%以上を目標として設定

4 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

温対法第21条第5項において、市町村は、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

そこで、本市では、以下のとおり、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めます。

(1) 地域脱炭素化促進事業の目標

2030年度において、市域の再生可能エネルギー導入量を現状(339GWh)と比べて13%増加(383GWh)します。

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

市が所有する公共施設の屋根、市が所有する土地

※上記のほか、事業者及び市民から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能とします。また、適宜、促進区域の見直し又は拡大を図るものとします。

(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類: 太陽光発電設備、太陽熱温水器

規模: 促進区域の状況に応じて個別事業ごとに適切な規模

(4) 地域の脱炭素化のための取組

再生可能エネルギーにより得られた電気等を、地域内で活用します。また、その取組については広く周知し、地域の脱炭素化の機運醸成を図ります。

(5) 地域の環境保全のための取組

再生可能エネルギー設備を設置する際は、対象地区の生活環境に配慮するとともに、周辺の景観要素や生態系に特に留意して設置します。

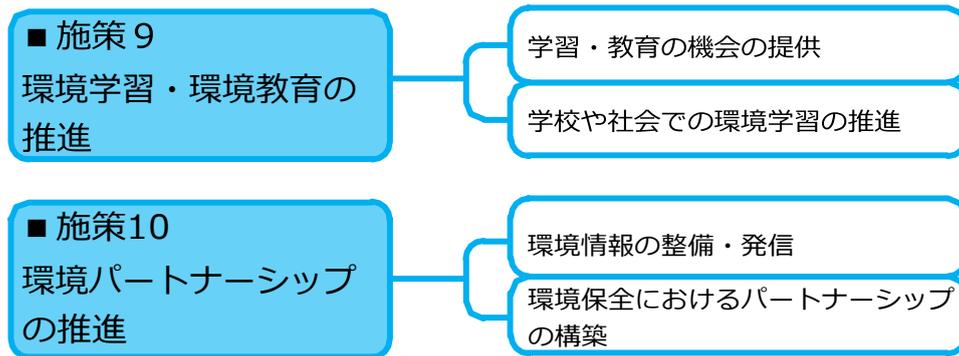
(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

施設自体での再生可能エネルギーの利用のほか、災害時の緊急電源としての利用を図ります。また、地域や事業者と連携して取組を行い、地域内のエネルギー循環を促し、地域経済の活性化と地域の持続的な発展を推進します。

第5節 環境学習

本市の未来を担う子どもたちに豊かな環境を守り育てて残すため、環境に関する現状を学び、様々な環境問題に関心を持つことで、広い視野に立って環境を理解し、守り、愛する心を育てます。

社会において、地域に根差した環境学習を充実させ、各主体の協働による環境保全活動を進めていきます。



■ 施策12：環境学習・環境教育の推進

- 各学校における環境教育や自然体験活動を推進します。
- 地域や学校への出前講座の実施を推進します。
- 市民、事業者が環境に関する知識・情報を習得しやすい仕組みを構築します。
- 教育機関における環境教育を推進するための体制を整備します。
- 環境学習・教育を推進するための人材育成を進めます。

1 市の取組

<p>学習・教育の 機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> □環境に関するイベントを開催すること等により、市民や事業者への環境に関する情報提供の充実に努めます。 □環境出前講座の実施などにより、環境保護に関する市民の意識啓発に努めます。 □市民講座などにおいて、身近な環境を学ぶ機会を提供します。 □図書館や公民館などの社会教育施設における環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。 □図書館で環境関連図書 of 充実に努めます。 	<p>生活環境課 生涯学習課</p>
--------------------------------	---	------------------------

<p>学校や社会での環境学習・環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境保全に携わるボランティア及びリーダーの育成に努めます。 □ 学校の教育活動を通じて環境教育の推進に努めます。 □ 「こどもエコクラブ[※]」の活動を充実させるため、市HP等による周知を図り、参加者の拡大、クラブ間の交流などを推進します。 □ 国立大隅青少年自然の家、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターなどと連携した各種環境学習を推進します。 □ 家庭における環境負荷の状況を理解し、節電・節水など、環境負荷の少ない生活行動に反映するため、「環境家計簿[※]」の取り組みを推奨します。 	<p>生活環境課 生涯学習課 学校教育課</p>
-----------------------------------	---	----------------------------------

2 市民の取組

<p>環境学習への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などに積極的に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用します。 □ 本市や地域が主催する出前講座などの機会を活用して、環境学習に取り組みます。 □ 家庭内で環境について話し合う機会を増やします。 □ みんなで取り組む環境保護を推進するために、既存の環境学習や環境教育の取り組みを積極的に広めると同時に、人材育成や人材確保に関するサポートを行います。
------------------------	--

3 事業者の取組

<p>環境学習への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校で行われる環境教育に関する活動に協力します。 □ 地域で開催される環境に関する講座やイベントなどに参加・協力します。
------------------------	---

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
こどもエコクラブの登録者数	人	7	206	生活環境課
環境出前講座年間開催数	回	23	30	生活環境課
環境出前講座年間受講者数	人	864	1,500	生活環境課

■施策 13：環境パートナーシップの推進

- 環境情報の整備・発信を行い、市民、事業者、行政との環境コミュニケーションを推進し、パートナーシップの推進に取り組みます。

1 市の取組

環境情報の整備・発信	<ul style="list-style-type: none"> □ 市民や市民団体などによる環境保全活動の取り組み内容を広く広報誌などで紹介することにより市民の理解と関心を深め、活動の活性化を促進します。 □ 環境の現状や課題、本計画の進捗状況について取りまとめ、わかりやすく親しみやすい環境情報として発信します。 □ 本計画の進捗状況については、中間目標年度に見直しを行い、結果を公表します。 	生活環境課
環境保全におけるパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業者や環境活動団体、NPO などの環境保全活動を行っている団体の実態把握に努め、協働のためのネットワークの形成を図ります。 □ 市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。 □ 国、鹿児島県、近隣市町及び先進事例自治体との環境に関する情報交流・連携に努めます。 □ 市、市民、事業者、環境活動団体、NPO などが協力・連携を図り、協働によるまちづくり並びに地域の環境づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。 	生活環境課 地域活力推進課

2 市民の取組

環境保全活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域で行われる環境保全活動への参加・協力を努めます。 □ 身近な環境に関心を持ち、環境に関係する活動・イベントに参加します。
環境情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> □ 国や鹿児島県、市が発信する環境に関する情報の把握に努めます。 □ 環境について、家族や友達、地域の人々と話す機会をつくります。

3 事業者の取組

環境保全活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力します。
環境情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境にやさしい商品やサービスを優先的に選択するなど、事業者としての環境保全活動を評価します。 □ ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入します。

4 環境指標

指標	単位	現況値 (2023)	目標値 (2029)	担当課
環境報告書(仮称)の作成	-	-	作成・公表	生活環境課
市広報紙等への環境情報の年間掲載回数	-	月 1 回	月 1 回	生活環境課